

これからの地域支援事業について

佐賀中部広域連合

【第6期】第2分科会資料

目 次

1	第6期に向けた基本的な方向性	1
	(1) これからの地域支援事業のあり方について	1
2	高齢者の状況（高齢者要望等実態調査より）	2
3	第5期の主要な施策体系	8
4	制度改正を踏まえた地域支援事業の検討について	13
	(1) 介護予防事業の再構築	13
	(2) 包括的支援事業における新規事業	16
	(3) 改正点を踏まえた自立した日常生活の支援と生きがいづくり	19
5	地域包括ケアに係る地域支援事業の推進	20
	(1) 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築	20
	(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進	20
	(3) 地域包括ケアシステムを支える体制構築	21

1 第6期に向けた基本的な方向性

(1) これからの地域支援事業のあり方について

本広域連合は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指し、第5期介護保険事業計画では、これらを段階的に充実させていくスタート地点と位置付けました。

第6期では、2025年（第9期）に向けた取組をさらに充実させるために、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、今回の介護保険法の改正等を踏まえ、地域支援事業の充実を図っていく必要があります。

制度改正により新たに創設された事業に関しては、それぞれに経過措置が設けられています。本広域連合では、この経過措置を準備期間として捉え、十分な検討・協議を重ねた上で、第6期介護保険運営協議会に諮りながら段階的に充実させていきます。

（第3回策定委員会 資料3 p. 18を再掲）

2 高齢者の状況(高齢者要望等実態調査より)

(1) 機能

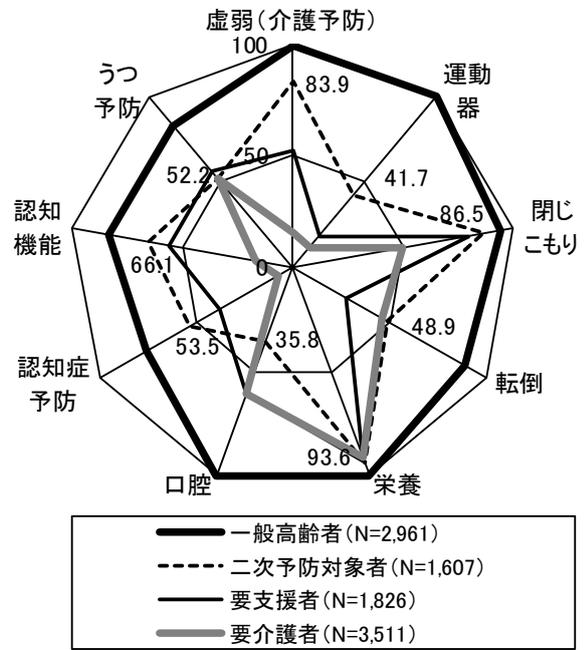
・項目別評価結果

生活機能について、運動器は、一般高齢者と他の二次予防対象者・要支援者・要介護者とで大きくリスクの差が見られる。

栄養や閉じこもり予防については、一般高齢者から要介護者まで、あまりリスクの差は見られない。

また、認知症予防、認知機能、うつ予防については、一般高齢者の中にもリスクがある者が相当数いることがわかる。要介護者では、運動器、認知症予防、認知機能でリスクが高い。

図表 生活機能(非該当・リスクなしの割合)



(2) 機能 ……運動器

筋肉が衰えていることから、活動が不活発になり、転倒などから寝たきりを招くおそれがあるため、生活機能評価（体や精神の働きのほか、日常生活の動作や家事、家庭の役割のこと）のために用いる基本チェックリストの項目等の下記の設問内容を設定し、運動器の機能について評価を行った。

【佐賀中部広域連合の現状】

性別でみると、男性41.8%、女性61.8%で女性の該当者割合が20ポイント高い。認定状況別では、要介護者が86.7%で割合が最も高く、次いで要支援者81.7%、二次予防対象者58.3%となっており、二次予防対象者でも該当者割合が半数を超えている。

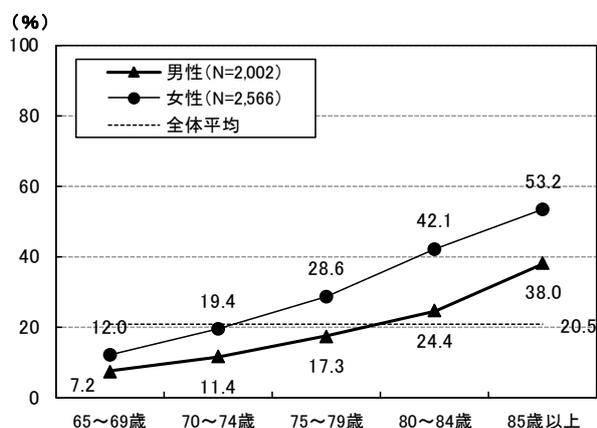
【佐賀中部内の圏域の現状】

圏域別では、多久58.6%、東与賀58.2%、川副57.0%をはじめ、いずれも半数を超えているが、神埼北のみ47.7%と5割を切っている。

【佐賀中部の回答状況】

評価の基礎になった設問に対する回答結果を比較してみると、認定者の該当率が80%を超える設問が2問（問2-Q1・Q2）、非認定者の非該当率が70%を超える設問が3問（問2-Q2・Q3、問3-Q1）となっている。

図表 該当者割合（性・年齢階級別、認定者・不明を除く）



※5問中3つ以上回答が該当者(リスク有り)

(単位：%)

設問内容(該当する回答)	非認定者(N=4,568)		認定者(N=5,337)		※非認定者の非該当率
	一般高齢者(N=2,961)	二次予防対象者(N=1,607)	要支援者(N=1,826)	要介護者(N=3,511)	
問2-Q1 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか【いいえ】	37.1		91.1		62.9
	22.2	64.0	88.6	92.4	
問2-Q2 いすに座った状態から何もつかまらずに立ちあがっていますか【いいえ】	18.2		85.8		81.8
	4.0	44.2	81.3	88.1	
問2-Q3 15分位続けて歩いていますか【いいえ】	18.9		76.9		81.1
	8.7	37.3	62.2	84.6	
問3-Q1 この1年間に転んだことがありますか【はい】	22.8		41.4		77.2
	11.6	43.6	44.2	39.9	
問3-Q2 転倒に対する不安は大きいですか【はい】	45.2		79.9		54.8
	27.9	76.4	89.5	74.7	

※無回答は除いて算出している

(3) 機能 ……認知

忘れ物や物忘れが多くなり、いわゆる認知症になると、日常生活に支障をきたすことになるため、基本チェックリストの項目を利用し評価を行った。また、他の要素も調査するため、下記の設問内容を設定している。

【佐賀中部広域連合の現状】

性別で見ると、男性52.7%、女性60.4%で女性の方が7.7ポイント該当者割合が高くなっている。認定状況別では、要介護者が89.9%で割合が最も高く、次いで要支援者61.5%、二次予防対象者46.0%、一般高齢者24.4%と認定状況に応じた割合となっている。

【佐賀中部内の圏域の現状】

圏域別では、神埼北63.1%、川副60.1%で比較的高い。

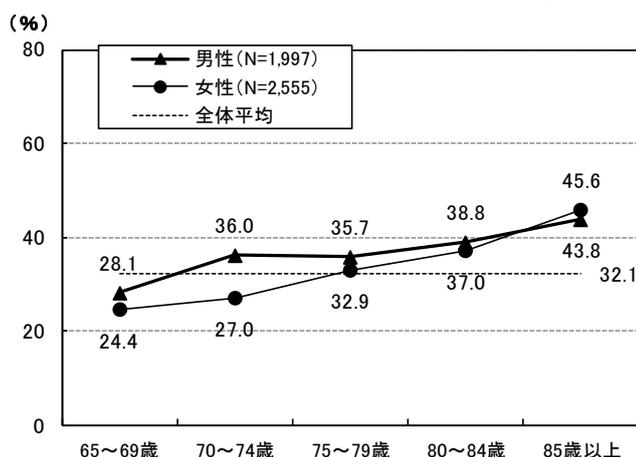
【佐賀中部の回答状況】

認定者を除く全体で32.1%となっており、概ね年齢が上がるほど該当者割合が高くなっている。

設問に対する回答結果を認定者と比較してみると、認定者の該当率は41.9%～62.2%、非認定者の非該当率は85.8%～91.5%であり、要支援と要介護の認定者で該当率に大きな差があることが特徴的になっている。

関連する設問で、介護・介助が必要になった原因や現在治療中、または後遺症のある病気での認知症については、認定者と非認定者で大きな差が出ており、特に要介護認定者が高くなっている。

図表 該当者割合(性・年齢階級別、認定者・不明を除く)



※3問中1つ以上回答が該当者(リスク有り)

(単位: %)

設問内容(該当する回答)	非認定者(N=4,568)		認定者(N=5,337)		※非認定者の非該当率
	一般高齢者(N=2,961)	二次予防対象者(N=1,607)	要支援者(N=1,826)	要介護者(N=3,511)	
問5-Q1 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか【はい】	14.2		41.9		85.8
	8.8	24.3	32.3	47.1	
問5-Q2 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか 【いいえ】	8.5		62.2		91.5
	6.7	12.0	29.0	79.7	
問5-Q3 今日が何月何日かわからないときがありますか 【はい】	20.6		61.5		79.4
	14.0	32.8	42.2	71.7	
<関連設問>					
問1-Q2-1 介護・介助が必要になった主な原因は何ですか 【認知症】	11.0		35.8		89.0
	12.7	10.5	12.0	45.8	
問8-Q4 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか 【認知症】	0.6		28.2		99.4
	0.3	1.3	9.2	38.3	

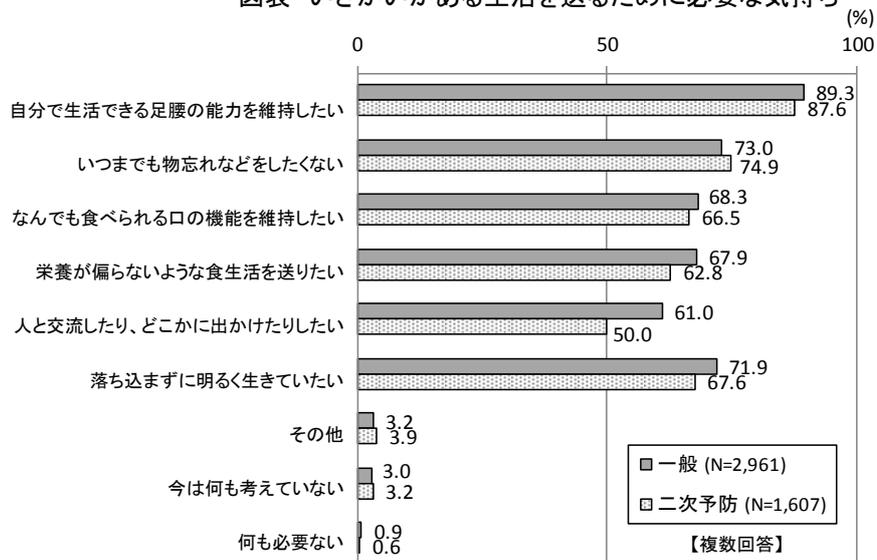
(4) 生きがいがある生活を送るために必要な気持ち

●全調査対象者 9,978 人（男性:3,388 人、女性:6,590 人）の内、一般高齢者・二次予防対象者 4,568 人（男性:2,002 人、女性:2,566 人）を分析した。

【佐賀中部広域連合の現状】

生きがいがある生活のために「自分で生活できる足腰の能力を維持したい」とする人が一般で89.3%、二次予防で87.6%と最も高くなっている。どの項目でも高い割合となっているが、男性より女性、二次予防者より一般でその割合は高い。

図表 いきがいがある生活を送るために必要な気持ち



		問9Q1. 生きがいがある生活を送るために必要な気持ち (複数回答)								
		能自分 力で生 活でき る足腰 の	し た つ ま で も 物 忘 れ な ど を	機 能 を 維 持 し た ら い る 口 の	生 活 が 送 り た い よ う な 食	に 出 か け た り し た い ど こ か	て 落 ち 込 ま ず に 明 る く 生 き	そ の 他	今 は 何 も 考 え て い な い	何 も 必 要 な い
一般 :N=2,961 二次予防:N=1,607 (合計):N=4,568										
性別	男性	88.5	67.9	65.3	60.0	52.8	62.9	2.5	4.1	1.3
	女性	88.9	78.1	69.4	70.8	60.5	76.2	4.1	2.2	0.4
年齢別	65~69歳	87.3	68.3	61.5	61.9	57.8	67.6	2.2	4.5	0.4
	70~74歳	89.9	74.6	69.6	68.3	57.7	71.0	3.5	2.2	1.0
	75~79歳	89.6	75.8	69.0	67.4	59.6	71.8	3.4	2.7	1.0
	80~84歳	89.4	78.1	74.2	70.2	55.8	72.8	5.3	2.1	1.2
	85歳~	85.7	77.0	69.0	63.0	46.7	70.3	4.7	3.0	0.7
一般		89.3	73.0	68.3	67.9	61.0	71.9	3.2	3.0	0.9
二次予防		87.6	74.9	66.5	62.8	50.0	67.6	3.9	3.2	0.6

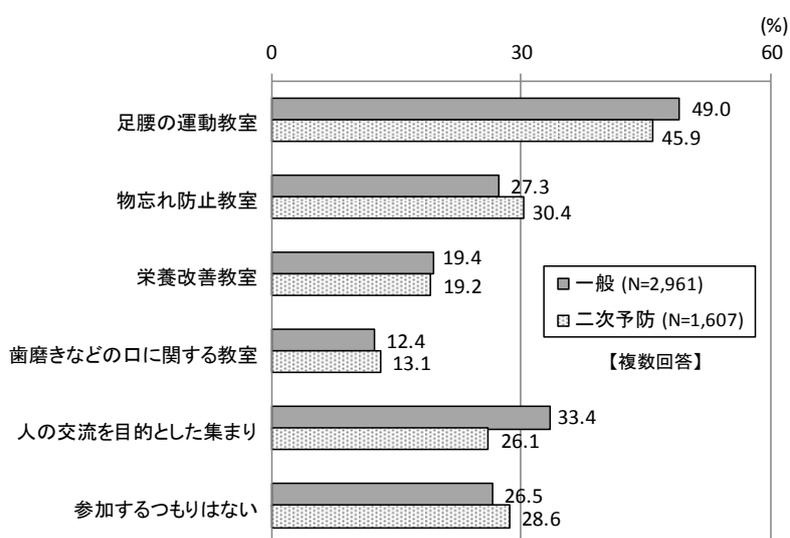
(5) 生きがいがある生活を送るために、参加したいもの

●全調査対象者 9,978 人（男性:3,388 人、女性:6,590 人）の内、一般高齢者・二次予防対象者 4,568 人（男性:2,002 人、女性:2,566 人）を分析した。

【佐賀中部広域連合の現状】

生きがいのある生活のために参加したいものとして「足腰の運動教室」が最も高く、一般49.0%、二次予防者45.9%となっている。次いで、一般では「人の交流を目的とした集まり」33.4%、二次予防者では「物忘れ防止教室」30.4%となっている。どの項目も男性より女性の方が高いが、「参加するつもりはない」は男性と、年齢では85歳以上で高くなっている。

図表 いきがいがある生活を送るために参加したいもの



		問9Q2. 生きがいがある生活を送るために参加したいこと (複数回答)						
		足腰の運動教室	物忘れ防止教室	栄養改善教室	歯磨きなどの口に関する教室	人の交流を目的とした集まり	参加するつもりはない	
一般 : N=2,961 二次予防 : N=1,607 (合計) : N=4,568								
性別	男性	44.2	22.6	14.0	10.4	28.3	32.8	
	女性	50.9	32.9	23.4	14.3	32.9	22.9	
年齢別	65~69歳	51.2	23.9	18.6	11.5	33.0	27.8	
	70~74歳	50.9	29.3	21.0	13.5	31.9	24.9	
	75~79歳	47.3	31.7	20.4	13.6	29.8	25.3	
	80~84歳	43.0	30.7	18.0	12.6	30.7	27.9	
	85歳~	34.3	29.7	14.7	11.0	20.3	38.7	
		一般	49.0	27.3	19.4	12.4	33.4	26.5
		二次予防	45.9	30.4	19.2	13.1	26.1	28.6

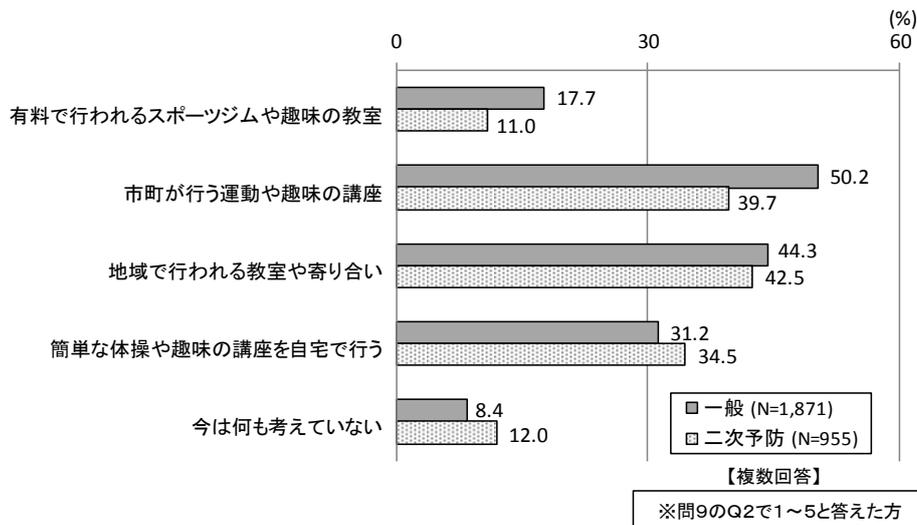
(6) 参加するために必要なところ

●全調査対象者 9,978 人（男性:3,388 人、女性:6,590 人）の内、一般高齢者・二次予防対象者 4,568 人（男性:2,002 人、女性:2,566 人）を分析した。

【佐賀中部広域連合の現状】

あればいいと思うところとして、一般では「市町が行う運動や趣味の講座」50.2%、「地域で行われる教室や寄り合い」44.3%となっており、二次予防では順位が逆転して「地域で行われる教室や寄り合い」42.5%、「市町が行う運動や趣味の講座」39.7%となっている。

図表 参加するために必要なところ



		問9Q3. 生きがいがある生活を送るために、どういった所があれば (複数回答) ※問9Q2で1～5を答えた方				
		ム有 や料 趣で 味行 のわ れら るス ポ ー ツ ジ	座市 町が 行 う運 動 や 趣 味 の 講	合地 域 で 行 わ れ る 教 室 や 寄 り	自簡 宅 で 行 う 体 操 や 趣 味 の 講 座 を	今 は 何 も 考 え て い な い
一般 : N=1,871 二次予防: N=955 (合計): N=2,826						
性別	男性	17.5	43.1	36.4	34.4	12.0
	女性	13.8	48.5	48.2	30.5	7.9
年齢別	65～69歳	19.6	53.3	36.8	29.2	9.4
	70～74歳	16.3	47.8	45.4	30.6	8.8
	75～79歳	12.6	43.0	47.2	33.8	10.8
	80～84歳	11.2	38.3	49.0	37.0	8.7
	85歳～	6.9	30.6	41.7	36.8	11.8
	一般	17.7	50.2	44.3	31.2	8.4
	二次予防	11.0	39.7	42.5	34.5	12.0

3 第5期の主要な施策体系

(1) 地域支援事業及び高齢者のための保健・福祉事業 体系図

◎…認知症高齢者への支援

佐賀市 (平成26年度実施)	
【介護予防事業】	
二次予防事業対象者の把握事業（基本チェックリストの実施）	
通所型介護予防事業（運動・栄養・口腔）「元気アップ教室」※フォローアップ有	
介護予防普及啓発事業（市報掲載）	地域版元気アップ教室
高齢者健康教育事業	◎脳いきいき健康塾
◎もの忘れ相談室	◎認知症サポーター養成事業
【包括的支援事業】	
介護予防ケアマネジメント業務	◎権利擁護業務
総合相談支援業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
【任意事業】	
家族介護教室	趣味の作品展
◎徘徊高齢者家族支援事業	高齢者スポーツ大会
家族介護用品（紙おむつ）支給事業	高齢者ふれあいサロン事業
◎成年後見人制度利用支援事業	老人センター各種講座事業
配食サービス等活用ネットワーク事業	重度ALS入院時コミュニケーション支援事業
【高齢者保健・福祉事業】	
佐賀市高齢者見守りネットワーク	老人センター等運営事業 (老人福祉センター・老人いきいの家)
はり・灸・マッサージ扶助事業	養護老人ホーム
高齢者健康相談事業	地域共生ステーション開設支援事業・防災対策整備事業
日常生活用具給付・貸与事業	生活支援ハウス
生活支援員派遣（生活支援サービス事業）	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
生活管理指導短期宿泊事業（生活支援サービス事業）	高齢者福祉施設マップ
緊急通報システム整備事業	社会福祉法人利用者負担減免
軽度生活援助事業	高齢者住宅改良補助金
寝具洗濯乾燥サービス	生活・介護支援サポーター養成事業
高齢者相談事業	◎消費者保護の推進
高齢者実態調査	高齢者バス優待乗車券購入助成事業
敬老行事補助金	障がい者・高齢者・女性等の雇用の促進
敬老祝金支給	高齢者虐待相談窓口
老人クラブ助成事業	地域介護・福祉空間整備等事業
シルバー人材センター助成事業	

多久市 (平成 26 年度実施)

【介護予防事業】

二次予防事業対象者の把握事業（基本チェックリストの実施）	
通所型介護予防事業（運動）「お達者クラブ」※フォローアップ有	
通所型介護予防事業（口腔）「かむかむ教室」	
通所型介護予防事業（閉じこもり）「あなたのことをホット券」	
◎通所型介護予防事業（認知）「思い出クラブ」※フォローアップ有	
訪問型介護予防事業（◎はればれ訪問・歯科衛生士による訪問）	
介護予防普及啓発事業（介護予防広報誌「Hello!の福祉」の発行・多久のよかところマップの作成等）	
CATV による介護予防体操の普及啓発	◎認知症予防教室「わっか脳クラブ」
出前講座	◎認知症サポーター養成事業
運動教室「げんきアップさー来る」	地域介護予防活動支援事業（地域住民グループ支援）

【包括的支援事業】

介護予防ケアマネジメント業務	◎権利擁護業務
総合相談支援業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【任意事業】

家族介護教室	趣味の作品展
紙おむつクーポン支給	高齢者スポーツ大会
◎成年後見人制度利用支援事業	パソコン教室
配食サービス等活用ネットワーク事業	好齢大学院・趣味の講座・教養講座

【高齢者保健・福祉事業】

つながりネットワーク事業	高齢者実態調査（在宅介護支援センターによる随時訪問調査）
ちくたくネット（在宅医療連携）	敬老行事
はり・灸・マッサージ扶助事業	敬老祝い金
高齢者健康相談事業	老人クラブ助成事業
日常生活用具給付・貸与事業	シルバー人材センター助成事業
生活支援員派遣	老人センター等運営事業（老人福祉センターむつみ荘）
生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホーム
緊急通報システム整備事業	地域共生ステーション推進事業
高齢者虐待相談窓口	地域介護・福祉空間整備等事業窓口
軽度生活援助事業（社協）	介護機器貸出サービス（社協）
寝たきり老人等寝具サービス（社協）	高齢者買い物支援（民間）
愛の一声運動	◎消費者保護推進
災害時要介護高齢者支援	社会福祉法人利用者減免
福祉電話貸与	あんしんネット事業（社協）
薬局におけるまちかど相談所	ふれあいバス
在宅医療相談窓口	高齢者料理教室

小城市 (平成 26 年度実施)

【介護予防事業】

二次予防事業対象者の把握事業（基本チェックリストの実施）
通所型介護予防事業（運動）「元気アップ教室」※フォローアップ有
通所型介護予防事業（口腔）「歯っぴ～らいふ教室」
◎通所型介護予防事業（認知）「脳いきいき教室」
介護予防普及啓発事業（市報掲載）
運動教室「ヤングシニア教室」「アクティブシニア教室」
◎認知症サポーター養成事業

【包括的支援事業】

介護予防ケアマネジメント業務	◎権利擁護業務
総合相談支援業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【任意事業】

紙おむつクーポン券の支給	高齢者ふれあいサロン事業
◎成年後見制度利用支援事業	老人クラブ健康づくり講座
配食等活用ネットワーク事業	高齢者生きがいづくり講座
高齢者スポーツ大会	

【高齢者保健・福祉事業】

地域で支える小城市高齢者安心ネットワーク	高齢者実態調査
生きがいデイサービス事業	行政区等敬老会開催助成事業
はり・灸・マッサージ扶助事業	敬老祝金
高齢者健康相談事業	老人クラブ助成事業
日常生活用具給付・貸与事業	シルバー人材センター助成事業
生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホーム
緊急通報システム整備事業	地域共生ステーション支援事業・防災対策整備事業
軽度生活援助事業（家事支援サービス）	社会福祉法人利用者負担減免
寝具洗濯乾燥サービス	◎認知症予防講演会
愛の一声運動	◎オレンジ大学
災害時要介護高齢者支援	◎ものわすれ相談会
小城市買い物支援事業	◎徘徊高齢者等家族支援サービス事業
高齢相談事業（まちなか保健室）	

神崎市 (平成 26 年度実績)

【介護予防事業】

二次予防事業対象者の把握事業（基本チェックリストの実施）

◎通所型介護予防事業（運動・栄養・口腔・認知）

「しゃんしゃん教室」※フォローアップ有

訪問型介護予防事業

介護予防普及啓発事業（地域包括支援センターたより、福祉マップ、◎認知症予防普及啓発チラシ等の発行）

健康相談及び学習会

◎ものわすれ相談室

◎認知症予防講演

運動教室「筋力アップ教室」

◎認知症サポーター養成事業

地域介護予防活動支援事業「若返りいきいき教室」

地域介護予防活動支援事業「ボランティアヘルパー」

【包括的支援事業】

介護予防ケアマネジメント業務

◎権利擁護業務

総合相談支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【任意事業】

高齢者紙おむつ支給事業

配食サービス等活用ネットワーク事業

◎成年後見制度利用支援事業

高齢者ふれあいサロン事業

【高齢者保健・福祉事業】

地域における見守り活動

地区敬老会事業

生きがいデイサービス事業

長寿祝金

はり・灸・マッサージ扶助事業

老人クラブ助成事業

高齢者健康相談事業

シルバー人材センター助成事業

日常生活用具給付・貸与事業

老人センター等運営事業（福祉センター・憩いの家）

短期宿泊事業

養護老人ホーム

緊急通報体制整備事業

社会福祉法人利用者負担減免

軽度生活援助事業

高齢者サービス調整チーム

愛の一声運動

介護者手当支給事業

災害時要介護高齢者支援

地域共生ステーション防災対策整備事業

心配ごと相談事業

吉野ヶ里町（平成 26 年度実施）

【介護予防事業】

二次予防事業対象者の把握事業（基本チェックリストの実施）
◎通所型介護予防事業（運動・認知）「いきいき健康クラブ」※フォローアップ有
通所型介護予防事業（栄養・口腔）「食べてみがいて歯っぴい教室」
◎介護予防普及啓発事業（パンフレットの配布、町報掲載）
介護予防薬膳料理教室
◎ものわすれ相談室
◎介護予防講演会
運動教室
◎認知症予防教室
◎認知症サポーター養成事業

【包括的支援事業】

介護予防ケアマネジメント業務	◎権利擁護業務
総合相談支援業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【任意事業】

家族介護者教室	◎成年後見制度利用支援事業
介護用品（紙おむつ）支給事業	配食サービス等活用ネットワーク事業
介護手当支給事業	ふれあい文化祭
家族介護者交流事業	老人クラブサークル

【高齢者保健・福祉事業】

生きがいデイサービス事業	養護老人ホーム
はり・灸・マッサージ扶助事業	敬老会開催事業
日常生活用具給付・貸与事業	長寿祝金支給
生活管理指導短期宿泊事業	老人クラブ活動支援事業
緊急通報システム整備事業	外出支援サービス事業
軽度生活援助事業	訪問理美容サービス事業
寝具洗濯乾燥サービス	社会福祉法人利用者負担減免
友愛ヘルプ事業	老人クラブマイクロバス送迎

4 制度改正を踏まえた地域支援事業の検討について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）」による介護保険法改正により、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」が地域支援事業の中に創設されました。また、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」及び「認知症総合支援事業」が新たに包括的支援事業に位置付けられました。

これらの制度改正を踏まえ、2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期期間中に地域支援事業の再構築を図る必要があります。

(1) 介護予防事業の再構築

ア 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

①事業の概要

制度改正における予防給付の見直しでは、全国一律の予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、地域支援事業の中に創設された総合事業へ移行し、「介護予防・生活支援サービス事業」において要支援者等に対して必要な支援を行うこととなります。

また、総合事業へ移行後の「一般介護予防事業」では、一次予防事業と二次予防事業の枠組みがなくなり、機能訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、住民運営の通いの場の充実や高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進などを図っていくこととなります。

■事業内容（法115条の45第1項）

第1号 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）	
イ	訪問型サービス（第1号訪問事業） 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業
ロ	通所型サービス（第1号通所事業） 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業
ハ	その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業） 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第1号訪問事業若しくは第1号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
ニ	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

第2号 一般介護予防事業

被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

②事業の実施時期

本広域連合では、法の規定による経過措置期間を、要支援者等に必要なサービスやその提供体制を整備するための準備期間と位置付けることを想定しています。経過措置期間中に、事業実施に係る仕組みづくりなど関係市町と協議・検討を行い事業の実施体制を確立していきます。また、円滑に移行できるよう要支援者等に対する十分な周知等も図ることを検討しています。

法の規定による経過措置を最大限に使用した場合、平成29年度からの事業実施となり、平成27年度、平成28年度は、現行の介護予防事業の枠組みの中で介護予防を推進することとなる予定です。

③事業実施体制の検討

事業実施体制の検討に際しては、これまで担ってきた本広域連合と関係市町の事務事業等も踏まえながら、広域的に統一したサービスや関係市町の地域の実情に応じたサービスなど、要支援者等の状態に応じたサービスが選択できるよう、関係市町と協議・検討を行います。

また、総合事業において、介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターと連携し、ケアマネジメントにおける適切な支援方法等を検討していきます。

④事業実施に係る主なスケジュール

計画	第5期	第6期		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業実施計画		準備期間		事業実施
要支援者等に対する意向調査				
各種サービスの事業や実施体制の検討等 (関係市町、関係機関等との協議)				
サービス提供事業所等における実施体制の整備、利用者への周知等				
総合事業によるサービスの提供開始				

イ 一般介護予防事業への移行

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や、要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。そして、その取組は、高齢者が運動教室等で学んだことを日常生活において継続して実践することでより効果が得られます。今後は、自主的な活動グループの育成・支援や住民運営による通いの場の充実などを更に重視した事業を展開していく必要があります。

また、日常生活における介護予防への意識づけや介護予防の習慣化など介護予防に関する意識啓発に引き続き努めていきます。

なお、総合事業における介護予防事業（一般介護予防事業）では、一次予防事業と二次予防事業を区分せずに実施することになり、事業形態の見直し等が必要となります。

■主たる事業構成

事業	第6期		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
●介護予防事業			
二次予防事業	▶		
一次予防事業	▶		
●一般介護予防事業			
事業形態の見直し	- - - - - ▶		
一般介護予防事業の実施			▶

(2) 包括的支援事業における新規事業

ア 在宅医療・介護連携の推進

①事業の概要

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することが重要となります。

改正介護保険法により包括的支援事業に新たに位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業については、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る必要があります。

■新規事業の内容（法 115 条の 45 第 2 項）

第 4 号 在宅医療・介護連携推進事業
医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業

②新規事業の実施時期

本広域連合では、法の規定による経過措置期間を、高齢者を地域で支えるために必要な事業の実施体制を整備する準備期間と位置付けることを想定しています。経過措置期間中に、事業実施に係る仕組みづくりなど関係市町と協議・検討を行い事業の実施体制を確立していきます。

法の規定による経過措置を最大限に使用した場合、平成 30 年度からの事業実施となり、経過措置期間中において、段階的に準備が整った事業等から取組を開始することも想定しています。

③事業実施体制の検討

医療に係る専門的な知識及び経験が必要とされる事業であるため、各郡市医師会等と連携し、それぞれの取組について関係市町と協議・検討を行います。

④事業実施に係る主なスケジュール

計画	第 6 期			第 7 期
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	H30.4.1
事業実施計画	準備期間			事業実施
関係市町、各郡市医師会等との協議・検討	→			
医療・介護サービス資源の把握、情報の共有等に関する事業		→		
在宅医療・介護関係者の研修等に関する事業		→		
在宅医療・介護サービス提供体制の整備等に関する事業		→		

イ 生活支援サービスの体制整備

①事業の概要

高齢化が進む社会においては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が、今後も増加することが予測されます。高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、日常生活や介護に対する不安を解消するための支援や地域で支え合う体制づくりが重要となります。

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくための様々な生活支援等サービスを担う事業主体のネットワーク構築や、社会参加意欲の強い高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、支援の場につなげるなど、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する必要があります。

■新規事業の内容（法 115 条の 45 第 2 項）

第 5 号 生活支援体制整備事業
被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

②新規事業の実施時期

本広域連合では、法の規定による経過措置期間を、高齢者を地域で支えるために必要な事業の実施体制を整備する準備期間と位置付けることを想定しています。経過措置期間中に、事業実施に係る仕組みづくりなど関係市町と協議・検討を行い事業の実施体制を確立していきます。

法の規定による経過措置を最大限に使用した場合、平成 30 年度からの事業実施となり、経過措置期間中において、段階的に準備が整った事業等から取組を開始することも想定しています。

③事業実施体制の検討

地域における生活支援サービスを担う多様な関係主体間の連携・協働による取組等、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進するため、市町設置センターや関係市町の高齢者福祉担当部署と協議・検討し、地域の実情に応じた実施体制の検討を行います。

③事業実施に係る主なスケジュール

計画	第 6 期			第 7 期
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	H30.4.1
事業実施計画	準備期間			事業実施
関係市町、関係機関等との協議・検討	▶			
協議体の設置		■	■	▶
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置		■	■	▶

ウ 認知症施策の推進

①事業の概要

高齢者が要介護状態等になっても、安心して、その人らしく尊厳を持って暮らしていくためには、今後、急増することが予想される認知症高齢者等への対応が急務となっています。地域における認知症の人とその家族を支援する相談体制の推進や早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備など、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指した取組を推進する必要があります。

■新規事業の内容（法 115 条の 45 第 2 項）

第 6 号 認知症総合支援事業
保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

②事業の実施時期

本広域連合では、法の規定による経過措置期間を、高齢者を地域で支えるために必要な事業の実施体制を整備する準備期間と位置付けることを想定しています。経過措置期間中に、事業実施に係る仕組みづくりなど関係市町と協議・検討を行い事業の実施体制を確立していきます。

法の規定による経過措置を最大限に使用した場合、平成 30 年度からの事業実施となり、経過措置期間中において、段階的に準備が整った事業等から取組を開始することも想定しています。

③事業実施体制の検討

認知症施策の推進に当たっては、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を確立し、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を実施する体制の構築を進める必要があります。そして、地域の高齢者の状態像に応じ、ケアの流れを変えていくために市町設置センターや関係市町の高齢者福祉担当部署と協議・検討を行い、推進体制の整備を図ります。

④事業実施に係る主なスケジュール

計画	第 6 期			第 7 期
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	H30.4.1
事業実施計画	準備期間			事業実施
関係市町、関係機関等との協議・検討	▶			
認知症地域支援推進員の設置	■	■	■	▶
認知症初期集中支援チームの設置		■	■	▶
その他認知症施策の推進に係る事業		■	■	▶

(3) 改正点を踏まえた自立した日常生活の支援と生きがづくり

①自立した日常生活の支援

介護保険制度の実施主体である本広域連合と高齢者福祉の実施主体である関係市町が、密接に連携し、高齢者の福祉を目的とした事業を展開していくことで、高齢者が地域において安心して生活できる環境づくりを図ることができます。安否確認や成年後見制度利用支援など高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業を、地域の実情に応じて実施していきます。

②生きがづくりの推進

高齢者がいつまでも活動的でいきいきとした生活を営むためには、社会との関わりを持ち続け、日々の生活に充実感を感じることができるよう生きがづくりや社会参加を促進することが重要です。高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域における健康づくり活動や老人クラブ活動などさまざまな社会資源を有効に活用できる地域づくりや高齢者が活動できる機会の確保に努めます。

■主たる事業構成

事業		第6期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
任意事業	●家族介護支援事業	▶		
	●その他の事業			
	成年後見制度利用支援事業	▶		
	地域自立生活支援事業 (配食サービス等ネットワーク活用事業など)	▶		
	高齢者の生きがいと健康づくり事業	▶		
	住宅改修支援事業	▶		
	その他の事業	▶		

5 地域包括ケアに係る地域支援事業の推進

(1) 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年度（平成37年度）までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組む必要があります。このため、第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置づけ、2025年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築するところになります。



●そして、地域包括ケアシステムの構築のために、

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

といった、今後重点的に取り組むことが必要な事項について、地域の実情に応じて計画に位置づけるようになっています。

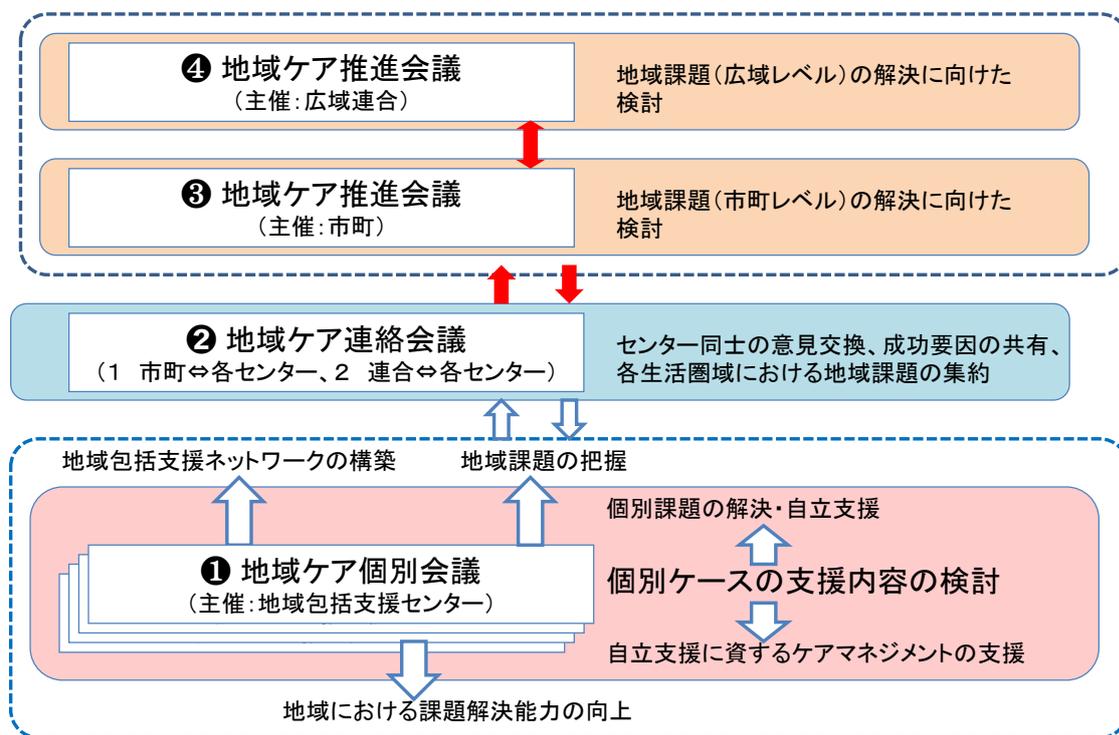
(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進

①地域ケア会議の充実

本広域連合では、地域ケア会議を地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとして第5期からその取組をスタートした段階ですが、今後も地域ケア会議の定着・普及に努めます。

また、地域包括支援センターが抽出した地域課題等を関係市町や広域連合がくみ上げる仕組みを明確化し、地域課題の解決のための検討につなげていくなど、地域ケア会議の円滑な実施のために環境整備等を図ります。

佐賀中部広域連合 地域ケア会議推進体制



(3) 地域包括ケアシステムを支える体制構築

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されています。高齢者にとって最も身近な相談窓口として、また、地域におけるネットワーク等の連携拠点として、更にその役割や機能が果たせるよう、センターの機能強化に努める必要があります。今後も、法人設置センターの後方支援や統括的役割を担う市町設置センターや関係市町の高齢福祉担当部署を基幹とした連携体制を維持し、行政と法人設置センターの一体性や連携を確保することによりセンターの機能強化に努めます。

また、第5期では、センター自らその実施する事業の評価を行うことにより、事業の振り返りや課題の洗い出し等を行ってきましたが、このようなセンター運営に関する定期的な点検を継続して実施します。また、センターに対する運営方針についても見直しを行い、より安定した運営水準の確保に努めます。(第3回策定委員会 資料3 p. 13を再掲)